

今年度も

住宅リフォーム助成事業実施します！

・事業概要

地域経済の活性化と住環境の質の向上、子育て世代への支援を、目的とし町民の皆さんが行う事業者による住宅リフォーム等の費用の一部を助成します。

※注意！昨年度より前回補助金を受けた方も2年目であれば助成を受けられます！

・申請できる人

1. 小海町に住民登録している方
2. 対象となる住宅の所有者、借主
3. 世帯員に町税等の滞納のない方

※注意！

昨年度から申請書の提出は工事を施工する業者によるものとします。

・対象となる住宅

町内の住宅のうち、以下のもの

1. 自己または家族の居住に供する住宅
2. 店舗併用住宅の住宅部分
3. 借家住宅（借主が実施する場合）

・工事を行う業者の要件

小海町内の住宅関連業者（個人事業者を含む）※名義のみが町内業者で工事の大部分を町外業者等が下請けする工事は対象としません。

・対象となる工事

1. 個人住宅の増築、修繕、模様替え、補修および設備改善工事。
2. 令和6年2月29日までに工事が完了し、工事代金の支払いが完了すること。

・補助金の額

対象工事費の20%（中学生以下の者が同居している場合は25%）補助金限度額20万（中学生以下の者が同居している場合は25万円）※補助金の支払いは、確定補助金額の5割を指定口座への振り込み、5割はPねっと商品券での支給とします。

・受付期間

令和5年4月1日から予算終了まで
※注意！補助の申請窓口、助成金の支払いは小海町商工会にて行います。お間違えの無いようお願いいたします。お問い合わせは小海町商工会 92-2397 までお願いします。